

現場代理人及び主任（監理）技術者の雇用関係の確認について

（令和８年８月１日から適用）

本組合が発注する工事における現場代理人及び主任（監理）技術者について、受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」があることを条件としており、確認方法等については次のように取り扱います。

１．直接的かつ恒常的な雇用関係とは

・直接的雇用関係であること

現場代理人及び主任（監理）技術者は受注者と直接的かつ恒常的に雇用されている必要があります。なお、日々雇用や雇用期間を限定した雇用は、恒常的な雇用関係にあるとはいえません。

・３か月以上の雇用関係があること

現場代理人及び主任（監理）技術者は、入札日（一般競争入札による場合は申請日）以前３か月以上の雇用関係がある必要があります。

２．雇用関係の確認方法

現場代理人及び主任（監理）技術者が受注者と「直接的かつ恒常的な雇用関係」にあることを確認する書類は、原則として、表１（１）～（５）により確認します。

（１）～（５）の書類を提出できない場合は、（６）又は（７）により確認します。

３．書類提出にあたっての留意事項

現場代理人等指定（変更）通知書の提出時に（１）～（７）のうち該当する証明書類の写しを添付して提出してください。

なお、一般競争入札による場合は、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書の提出時にも提出が必要となります。

表 1

番号	証明書類	雇用開始の認定日	適用
(1)	・ 監理技術者資格者証の写し（所属建設業者名の記載のあるもの）	交付日	記載事項に変更がある場合は、裏面も添付してください。
(2)	・ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し	資格取得年月日	
(3)	・ 住民税特別徴収税額の決定（変更）通知書の写し（特別徴収義務者用）	最新の通知書の通知日	
(4)	・ 健康保険、厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し	最新の通知書の通知日	
(5)	・ 健康保険組合が発行する健康保険被保険者資格加入証明書の写し	最新の通知書の通知日	
(6)	・ 給与台帳等給与の支払状況の確認できる書類の写し（受注者の記名押印したもの）	給与台帳等の支払状況による。	(1)～(5)が提出できない場合
(7)	・ 雇用証明書等の写し（氏名、事業者名称、証明者、証明日、雇用形態、雇用開始日の記載があり、代表者印が押印されたもの）	証明日 （3か月以内のもの）	(1)～(5)が提出できない場合

※対象者氏名、事業者名称名、雇用開始の認定日以外の個人情報にはマスキング（黒塗り）を行うこと。